護保険・障がいグループで書類の交



確定申告

族が「障害者 要介護認定を受けている方の 確定申告をする本人または扶養家 (特別障害者)」に該

が必要です。 「身体障害者手帳」 「療育手帳」など この控除のための証明書として

できます。

当する場合、

「障害者控除」として

定金額を所得から差し引くことが

平成28年12月31日現在、要介護認定 を受けている場合は、 また、これらを持っていない方で、 『障害者控除

おむつ使用に係る費用の

が必要です。 師が発行した「おむつ使用証明書 使用が必要であることについて、医 であること、および治療上おむつの 除の対象として認められるために 確定申告で、おむつ代が医療費控 毎年申告の際に、寝たきり状態

控除の対象として認められます。 が確認できれば、おむつ代が医療費 び尿失禁の発生の可能性があること より、寝たきり状態であることおよ 医意見書の内容を確認した書類』に 険法に基づく要介護認定に係る主治 用証明書」がなくても『市が介護保 り、要介護認定を受けている方につ 控除を受けるのが2年目以降であ いては、医師が発行する「おむつ使 ただし、おむつ代について医療費 該当する方は、いきいき広場内介

の交付を受けてください。 内介護保険・障がいグループで書類 ことができますので、いきいき広場 対象者認定書』により控除を受ける

ありますので、希望する方は事前に により証明書を発行できない場合も なお、認定を受けている方の状態 合わせてください。 *

問合せ先

問い合わせてください。

グループ

☎52-9871

相

から該当項目を確認できない場合 付を受けてください ますので、希望する方は事前に問い は、今までどおりの取り扱いとなり なお、「介護保険主治医意見書

いきいき広場内介護保険・障がい

談

司法書士会無料登記相談会

土地建物の相続、 与などの登記(税金の相談を除く) 遺言、 売買、 贈

とき 2月4日出 会社、法人登記

ところ市役所 午前9時~11時 受けられません) 話で予約(予約のない方は相談を 1月31日巛午後4時までに雷 1階相談室

予約・問合せ先

予約担当司法書士 愛知県司法書士会西三河支部所属 浅岡洋隆

☎52-8471

(平日午前9時~午後5時

市県民税第4期

国民健康保険税第フ期の納期限は 1月31日(火)です

~かならず納期限内に納めましょう~

納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビ などへ出かけて支払う必要がありません。

口座振替申込

申込先 市県民税

金融機関もしくは固税務グループ 国民健康保険税

金融機関もしくは固市民窓口グル

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替開始は、申込みから2か月後になります

問合せ先

- ▶市県民税(固税務グループ)
 - ☎52-1111 (内線246.247)
- 国民健康保険税(固市民窓口グループ) ☎52-1111(内線219·261)
- ※口座振替は(内線241·243·259)へ

■広報たかはま H29.1.15